

墨田区消費者ニュース

令和元年10月発行 第155号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



令和 最初の消費生活イベント!

皆様も、ぜひご来場ください!!

入場
無料

知って楽しい!

くらしフェスタ

SUMIDA

すみだ消費生活展 2019

日時：10月26日(土) 午前11時～午後3時

10月27日(日) 午前10時～午後3時

入場は各日とも終了30分前まで

会場：すみだリバーサイドホール2階イベントホールほか

(墨田区吾妻橋 1-23-20 墨田区役所に併設)

マイバッグを
ご持参ください

くらしの“もったいない”を見直そう～未来のために～

リフォームファッションショー 骨密度測定 福引スタンプラリークイズ
ステージイベント(ミュージシャン TABiO!) 食品交換会・フードライブ 区内の魅力的商品PR
親子で楽しめる! おもちゃ病院 もちもちマーケット 消費者団体ワークショップなど内容多数!

アメリカへ渡航する際の ESTA（電子渡航認証） 申請代行事業者に注意！

【相談事例】

アメリカの渡航申請をするためにインターネットで「ESTA」と検索し、上位に表示されたサイトで手続きをした。クレジットカード払いにしたところ決済額が7,000円だった。申請費用は14ドルと聞いていたのでサイトを確認したら公式サイトではなく代行業者のサイトだったことが分かった。

すぐに代行業者に「解約したい」とメールしたが「既に申請済みで解約できない」と返信がきた。

【アドバイス】

公式サイトで申請するつもりがインターネットで「ESTA」と検索すると、申請代行サイトが検索結果の上位に表示されたり、公式サイトに似たデザインであったりするため、代行業者と気づかないまま手続きし、所定の費用に代行手数料を加えた料金を請求されたという相談が寄せられています。

申請は、「ESTA 申請公式サイト: <https://esta.cbp.dhs.gov/esta/>」で、所定の費用やURL等を確認してから行いましょう。（申請公式サイトには日本語の解説があります）また、申請代行サイトを利用する場合は、契約内容、料金を十分に確認して下さい。申請代行サイトは、海外の事業者である場合も多く、利用規約に「申請手続き後のキャンセルには応じない」旨の定めがある場合は、解約・返金の交渉は困難です。

本事例は、サイトに海外の申請代行業者であることや「申請手続き後のキャンセルはできません」と記載されていました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス西北部ルート「すみだ女性センター」前

